

**「2 情報公開システムによる任意提供情報の開示請求対象外について」の
改正案骨子に対する意見とそれに対する本市の考え方**

意見要旨	本市の考え方
<p>「情報公開システム」により任意で提供される情報について、閲覧・プリントアウト入手の利便性及び費用負担につき、次のとおり、現状より利用者の負担が減少するようすべきである。</p> <p>①「開示請求の件数が多く、かつ、全部開示できるような情報」は、WEBサイトにアップロードすることにより、誰でも自由に閲覧・ダウンロードできるようにすべきである。</p> <p>②パソコンなどの端末機器を有していない者は、市民情報センターで閲覧・プリントアウトができるとのことであるが、広大な横浜市で1か所のみ市民であっても来庁の負担が大きく、横浜市の市政情報のニーズは横浜市民に限定されるわけではない。端末機器を使いこなせない方も少なくない。情報公開請求手続であれば郵送等で行うこともできるのに、情報公開システムで任意提供される情報を一律に情報公開請求の対象外としてしまうことは、利用者の利便性低下となる。</p> <p>③求める情報が情報公開システムにより任意提供される情報かどうかの確認が容易ではなく、誤認して開示請求すると開示請求の対象外となり、任意提供手続のやり直しになる等の負担が増す。</p> <p>④任意提供のシステムを合理化しながら、利用者にだけ過大な手数料負担を負わせることは、条例の趣旨に反する。</p>	<p>情報公開システムにより任意に提供される情報については、次の理由から利便性は高まるものであり、また、閲覧及びダウンロードに費用は発生しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市のWEBサイト上の検索と異なり、文書件名のキーワード、作成年度、文書保有課及びタグで検索することができます。 ・当該情報は誰でも自由に無料で閲覧でき、また、その電磁的記録も無料でダウンロードできます。 ・図書館や市民情報センター等に配架される資料等は開示請求の対象外となっており、その内容をインターネットで閲覧もダウンロードもできませんが、情報公開システムで任意に提供される情報は来庁することなく閲覧できます。なお、情報端末機器を有しない方は、図書館等のインターネット利用サービス等を活用することで、閲覧が可能です。